

日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例（平成 28 年条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(協議会の組織及び運営)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定により設置する日野市住宅ストック活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、市長のほか、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で市長が任命する委員 9 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 関係団体の構成員 4 人以内
- (3) 市民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第 5 項の規定によりその職務を代理する者が在任しないときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、非公開とする。

5 協議会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

6 前項の会議録は、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成 13 年日野市条例第 32 号）第 7 条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

7 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(空家等の立入調査)

第 5 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）

第 9 条第 2 項に規定する立入調査を行うときは、同条第 3 項の通知を立入調査実施通知書（第 1 号様式）により行うものとする。

- 2 前項の立入調査を行う者は、法第9条第4項の身分を示す証明書として、立入調査員証（第2号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（空家等の緊急措置）

第6条 条例第11条第1項の措置を講じたときは、同条第2項の通知を緊急措置実施通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項の措置を行おうとする者は、同条第3項の身分を示す証明書として、身分証明書（第4号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（特定空家等の認定等）

第7条 条例第12条第1項に規定する特定空家等の認定に係る基準は、別表に定めるとおりとする。

- 2 条例第12条第2項の規定に基づき、特定空家等と認定しようとするときは、あらかじめ、当該特定空家等の所有者等に対し、特定空家等の認定に関する事前通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 条例第12条第1項の規定による特定空家等の認定及び同条第3項の助言又は指導は、特定空家等の認定通知及び指導書（第6号様式）により行うものとする。

（特定空家等の勧告）

第8条 条例第12条第4項に規定する意見を述べる機会を与えるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、意見陳述機会付与通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、意見陳述書（第8号様式）により、指定する期日までに意見を述べなければならない。
- 3 第1項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者が、意見を述べるにつき代理人を選任するときは、市長に対し書面でその旨を届け出なければならない。
- 4 法第14条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適切な管理に関する勧告書（第9号様式）により行うものとする。

（特定空家等の命令）

第9条 法第14条第3項の規定による命令をするときは、同条第4項の通知書として、あらかじめ、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書（第10号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の通知書を受けた者は、法第14条第4項の意見書を提出するときは、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見書（第11号様式）により行うものとする。
- 3 第1項の通知書を受けた者は、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求するときは、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見の聴取の請求書（第12号様式）により行うものとする。
- 4 市長は、前項に規定する請求があったときは、法第14条第7項の規定により前項に規定する者に対し、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見の聴取実施通知書（第13号様式）により通知するものとする。

- 5 第3項の規定による意見の聴取を請求する者は、意見の聴取に際して、法第14条第8項の証人を出席させようとするときは、市長に対しあらかじめ、書面でその旨を届け出なければならない。
- 6 法第14条第3項の規定による命令は、特定空家等の適切な管理に関する命令書(第14号様式)により行うものとする。
- 7 前項の命令をしたときは、法第14条第11項の標識の設置を、標識(第15号様式)により行うものとする。

(特定空家等の代執行)

- 第10条 法第14条第9項の規定により行う行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく代執行に係る同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第16号様式)により行うものとする。
- 2 法第14条第9項の規定により行う行政代執行法に基づく代執行に係る同法第3条第2項の代執行令書の様式は、代執行令書(第17号様式)とする。
 - 3 法第14条第9項の規定により行う行政代執行法に基づく代執行に係る同法第4条の証票の様式は、執行責任者証(第18号様式)とする。
 - 4 法第14条第9項の規定により行う行政代執行法に基づく代執行に係る同法第5条に規定する代執行に要した費用の納付を命ずる文書の様式は、代執行費用納付命令書(第19号様式)とする。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表

区分	状態
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	部材の破損や不同沈下等の状況により建築物全体に著しい傾斜が見られる。
	建築物の基礎又は土台が、大きな亀裂や破損、腐食や蟻害による欠損が発生している。
	構造耐力上重要な柱や梁、筋かい等に大きな断面欠損や接合不良が発生し、構造的安定性が欠如している。
	屋根、外壁等の外装材が、脱落、飛散等するおそれがある。
	門、塀等の工作物が、傾斜、ひび割れ等がある。
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性がある。
	浄化槽等の破損や排水設備の不良等による近隣への著しい臭気がある。
	ごみ等の放置や不法投棄等による多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している。
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	都市計画や地区計画等の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。
	建築物や工作物等が汚物や落書き等で汚損される等、周辺の景観と著しく不調和となっている。
その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	立木等が建築物又は敷地を覆い、又は近隣へ越境し、歩行者の通行や隣接地の生活環境に多大な障害を与えている。
	建築物や敷地に動物や害虫等が住みつき、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。
	門扉が未施錠、ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる。

備考

- 1 区分の欄に掲げるいずれかの状態となっている空家等は、特定空家等の認定の対象とする。
- 2 区分の欄に掲げる状態は、当該区分に応じた右欄に掲げる状態に該当するか否かを総合的に判断する。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、適切な管理がされず、放置することが不適切なおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、当該空家等に立ち入って調査を行いますので、同条第 3 項に基づきその旨を通知します。

記

1. 立入調査を行う空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 立入調査を行う事由

3. 立入調査を行う予定日

4. 立入調査を行う者及びその連絡先

備考 法第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、2 0 万円以下の過料に処せられます。

（表）

		第	号
立 入 調 査 員 証			
所 属		写 真	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日（ 年 月 日まで有効）			
日 野 市 長			印

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）（抜粋）

第 9 条 （略）

2

市町村長は、第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3

市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4

第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5

第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

緊急措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定により緊急措置を下記のとおり行いましたので通知します。

記

空家等の所在地	日野市
講じた緊急措置の内容	
緊急措置の実施日	
緊急措置を実施しなければならなかった事由	
措置の実施の状況（実施前後の写真）	
（実施前の写真 年 月 日撮影）	
（実施後の写真 年 月 日撮影）	

			第	号
身 分 証 明 書				
所 属				写 真
職 名				
氏 名				
生年月日	年	月	日	
上記の者は、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定により空家等に対する緊急措置の実施の権限を有する者であることを証明する。				
年 月 日				
			日 野 市 長	印

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の認定に関する事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例（以下「条例」という。）第 9 条第 3 項の規定により指導を行いました。現在に至っても改善がなされておらず、また、改善される見込みがないため、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に認定すべきものと判断しましたので、その旨通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 特定空家等の対象と判断した事由

3. 当該空家等の適切な管理に係る経緯

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の認定通知及び指導書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等を、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に認定するとともに、条例第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり適切な措置をとるよう助言・指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 助言・指導に係る措置の内容

3. 特定空家等の認定及び助言・指導に至った事由（該当する事由に印が付されています。）

- ☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ☐その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 指導の責任者 部 課長

連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

備考 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

意見陳述機会付与通知書

日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例第 1 2 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を設けますので、意見がある場合は、意見陳述書に意見を記載し、提出してください。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 予定する勧告の内容

3. 勧告の原因となる事実

4. 勧告の根拠となる法令の条項

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 1 4 条第 2 項

5. 意見陳述書の提出先及び提出期限

提出先

部

課長

提出期限

年

月

日

備考 意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを希望する者は、この通知を受けた日から 5 日以内に上記 5 に示す者にその旨を申し出てください。

年 月 日

（あて先）日 野 市 長

住所
氏名

意見陳述書

日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例第 1 2 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 対象となる特定空家等	
所在地	:
用 途	:
所有者等の氏名	:
住所	:
連絡先	:
予定する勧告の内容 その他特定空家等に関する措置に対する意見	

備考 所定の欄に記載することができない場合、又は意見に関する証拠書類等の提出がある場合は、別紙に記載し添付してください。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の適切な管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定期空家等」に認定したため、適切な措置をとるよう助言又は指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定期空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由（該当する事由に印が付されています。）

- ☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ☐その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 勧告の責任者 部 課長

連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。
- 2 上記 5 の期限までに正当な理由なく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 3 4 9 条の 3 の 2 又は同法第 7 0 2 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定期空家等」に認定したため、 年 月 日付 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので、同第 4 項の規定に基づき、その旨通知します。

なお、あなたは、同項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、日野市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定期空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 上記 2 の措置を命じようとする事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

送付先 部 課長

連絡先

5. 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。

年 月 日

（あて先）日 野 市 長

氏名

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見書

年 月 日付 第 号の特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

1. 対象となる特定空家等	
所在地	:
用 途	:
所有者等の氏名	:
住所	:
連絡先	:
予定する命令の内容 その他特定空家等に関する措置に対する意見	

備考 所定の欄に記載することができない場合、又は意見に関する証拠書類等の提出がある場合は、別紙に記載し添付してください。

年 月 日

（あて先）日 野 市 長

氏名

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見の聴取の請求書

年 月 日付 第 号の特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書
について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 5 項の規定に基づき、意見書の提出に代えて
公開による意見の聴取を行うことを請求します。

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

用 途 :

所有者等の氏名 :

住所 :

連絡先 :

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る意見の聴取実施通知書

年 月 日付で意見の聴取の請求がされたことから、下記のとおり意見の聴取を実施しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 7 項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
2. 意見の聴取を実施する日時
3. 意見の聴取を実施する場所
4. 命じようとする措置の内容

備考

- 1 正当な理由なく出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。
- 2 代理人を出頭させる場合は、あらかじめ代理人の出頭について届け出てください。
- 3 証人を出席させるときは、あらかじめ証人の出席について届け出てください。
- 4 意見の聴取の期日にやむを得ず出頭することができないため、期日の延長を希望する場合は当該意見の聴取の期日までに理由を付した書面を提出してください。
- 5 意見の聴取の期日に出頭することができないため、書面による意見の聴取を希望する場合は、当該意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

特定空家等の適切な管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定期空家等」に認定したため、 年 月 日付 第 号により、法第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定期空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 部 課長

連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、5 0 万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みのないときは、法第 1 4 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

標 識

下記の特定空家等の所有者又は管理者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付 第 号により、命じたことを、同条第 1 1 項の規定に基づき公示する。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

部

課長

連絡先

5. 措置の期限

年

月

日

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

戒 告 書

年 月 日付 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、下記の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項の規定に基づき、当該特定期空家等について下記の措置を執行しますので、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定期空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 実施する措置の内容

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

代執行令書

年 月 日付 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、年 月 日までに下記の措置をするよう戒告しましたが、規定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定期間等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 実施する措置の内容

3. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4. 執行責任者 部 課長

5. 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

執 行 責 任 者 証		第	号
部	課長		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
日 野 市 長			印
記			
1. 代執行をなすべき事項			
2. 代執行をなすべき時期			
		年	月
		日から	年
			月
			日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）（抜粋）

第 1 4 条 （略）

2 ～ 8 （略）

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

1 0 ～ 1 5 （略）

行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）（抜粋）

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

日 野 市 長

代執行費用納付命令書

年 月 日付 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、年 月 日に代執行を実施しましたので、行政代執行法第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

記

1. 納付金額（代執行に要した費用）

円

2. 納付期日

年 月 日まで

3. 納付方法

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として（訴訟において日野市の代表者は日野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。